



LIFRE

Legal Information Flash Report
from MCLAW

発行：丸の内中央法律事務所
〒100-6312
東京都千代田区丸の内2-4-1
丸の内ビルディング1204区
TEL:03-3201-3404
FAX:03-3201-3434
URL:http://mclaw.jp
email: tsutsumi@mclaw.jp

インターネット社会で身を守るために…。「仮想通貨」に関する法改正及び
ネット検索とプライバシーの保護に関する判例をご紹介します。

◇ 「仮想通貨」に関する法律が整備されました。

近頃、仮想通貨が広く利用されるようになりましたが、平成29年4月1日にいわゆる「Fin-Tech法」（情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律）が施行され、これに伴い、「資金決済法」および「犯罪収益移転防止法」が改正されました。この両法により、「**仮想通貨**」の内容が定義され、「**仮想通貨交換業**」に**一定の義務が課され、取引時確認や疑わしい取引の届出の義務化**が定められました。

<仮想通貨とは？>

改正資金決済法2条5項1号は、仮想通貨を、

- ① 物品の購入又は役務提供を受ける等の際に**不特定の者**の間で使用することができ、**不特定の者**に対して売却できること
- ② **電子情報処理組織を用いて移転できる**財産的価値であること
- ③ 法的通貨および通貨建資産ではないこと

と定義しております。要するに、紙幣や硬貨を使わずに、WEB上のデータのやりとりで決済を行うことのできる手段のことです。

<電子マネーとの違いは？>

仮想通貨はいわゆる電子マネー（Suica、Edy等）とは異なります。電子マネーは、円を端末にチャージする等して使用することから、実態としては円を用いて決済しているのと同じですが、仮想通貨では、**円を仮想通貨に両替し、仮想通貨の通貨単位で決済を行う**ため、決済時に円がやりとりされる訳ではありません。また、電子マネーは発行者、または発行者との間で契約を締結した加盟店にのみ利用されることが想定されているのに対し、仮想通貨は、「**不特定の者**」が発行者等との契約を締結することなく、受入の意思さえあれば受入れることが可能です。

<仮想通貨利用のメリット>

仮想通貨は、

- ① 送金に際して銀行を仲介する必要がないため、直接取引相手に送金することができる
- ② 手数料が不要ないし格安である
- ③ 煩雑な手続や制限なしに決済を行うことができる
- ④ 全世界共通の単位で取引を行うことのできるなどのメリットがあります。しかし、**仮想通貨**

は、**資金決済機能だけではなく、投機的な面もある**ことから、今後も法の整備が行われることが予想され、注視する必要があります。

◆ Googleに対する検索結果の削除請求に関する最高裁決定（平成29年1月31日）について

<事案の概要>

約3年前に児童買春で逮捕され、略式命令により罰金50万円となったA氏は、自身の氏名と住所をGoogleで検索すると、逮捕歴に関する記事が検

索結果として表示されることから、人格権に基づきGoogleに対し検索結果の削除を求めました。

これに対し、最高裁第三小法廷は、次のように削除の基準を示し、本件では削除請求を認めないと判断しました。

<最高裁決定の要旨>

検索事業者が、ある者に関する条件による検索の求めに応じ、その者のプライバシーに属する事実を含む記事等が掲載されたウェブサイトのURL等情報を検索結果の一部として提供する行為が違法となるか否かは、当該事実の性質及び内容、当該URL等情報が提供されることによってその者のプライバシーに属する事実が伝達される範囲とその者が被る具体的被害の程度、その者の社会的地位や影響力、上記記事等の目的や意義、上記記事等が掲載された時の社会的状況とその後の変化、上記記事等において当該事実を記載する必要性など、**当該事実を公表されない法的利益と当該URL等情報を検索結果として提供する理由に関する諸事情を比較衡量して判断すべき**もので、その結果、**当該事実を公表されない法的利益が優越することが明らかな場合には、検索事業者に対し、当該URL等情報を検索結果から削除することを求めることができるものと解する。**

<コメント>

最高裁は、本件原審（さいたま地裁決定H27.12.22）やE U司法裁判所で認められた「**忘れられる権利**」には言及せず、上記判断の前提として、A氏には「**プライバシーをみだりに公表されない利益**」があり、Googleによる検索結果の提供は表現行為であると説明しました。削除請求権をA氏の積極的権利として認めず、プライバシーと表現の自由との調整の問題と捉えたようです。

上記基準は、削除請求者側に厳しい基準ではないかと考えますが、今後、どのような事案で削除請求が認められるか注目されるところです。他方、裁判によらず削除請求が認められる場合もありますので、お困りの場合はお問い合わせください。

（友成、門屋）

法務トピックス

「雇用保険法等の一部を改正する法律」

（平成29年3月31日成立・順次施行予定）

- ・失業等給付の拡充
- ・失業等給付に係る保険料率の時的引下げ
（保険料率を0.8%から0.6%～3年間引下げ）
- ・育児休業に係る制度の見直し
（1歳6ヵ月に達した時点で、保育所に入れず等理由を再度申請することにより、育児休業期間を最長2歳まで延長が可能等）
- ・職業紹介の機能の強化及び求人情報等の適正化
（求人者・募集者に対し、採用時の条件が予め示した条件と異なる場合等にその内容を求職者等に明示することを義務付ける等）